

電子契約サービス API 提供条件書

本条件書は、日鉄ソリューションズ株式会社（以下「サービス提供者」という。）が「電子契約サービス」（以下「本サービス」という。）に付随して本サービスの利用者（以下「利用者」という。）に対し提供する API（第 1 条で定義）につき、その提供の条件を定めるものである。なお、本条件書に記載のないものは、利用契約及び利用規約を適用する。

第 1 条（定義）

本条件書において「API」とは、API 仕様リファレンスに定めるサービス提供者が提供する本サービスと利用者が使用するシステム間のデータ連携を行う API を指すものとする。

第 2 条（API の提供）

1. サービス提供者は利用者に対し、本条件書に定める条件に従って、API を提供する。
2. API に関する一切の知的財産権及びその他の権利は、サービス提供者又はそのライセンサーに留保される。
3. API の提供期間は、「電子契約サービス利用契約書」及び「電子契約サービス利用規約」（以下併せて「サービス契約」という。）によって定められた本サービスの利用期間と同一とする。
4. 事由のいかんを問わず本サービスの提供が終了した場合、API の提供も同時に終了するものとする。
5. 事由のいかんを問わず API の提供が終了した場合、利用者は、その使用を中止しなければならない。

第 3 条（利用者の利用権及び制限）

利用者は API を、本サービス利用の目的でのみ使用することができ、かかる目的以外に API を使用し、又は第三者（サービス契約において本サービスの利用を認められている者を除く。）をして使用させ、又は第三者に開示してはならない。

第 4 条（問い合わせ対応等）

サービス提供者は、API の不具合につき、以下の各号の対応を行う。ただし、本サービスの提供範囲外である、API と接続するソフトウェア製品又はサービス等との不具合原因の切り分け作業については、利用者の責任で行うものとする。

- ① 本サービスのヘルプデスクでの障害受付
- ② 障害受付内容から不具合対応が必要かつ修正可能な内容と認めたものへの対応

第5条（責任）

1. サービス提供者は、API について、利用者の特定の目的に適合することその他一切の保証を行わない。
2. API 及びその提供に関するサービス提供者の責任は、API の提供期間中 API を提供すること及び前条記載の対応を行うことに限られ、サービス提供者は利用者に対し、他に一切の責任を負わないものとする。
3. API 及びその利用に関し、利用者に損害が発生した場合であっても、サービス提供者は一切の責任を負わないものとする。なお、万一サービス提供者に賠償責任が認められる場合であっても、その範囲は API の利用により直接に生じた現実かつ通常の損害に限られ、かつ、その賠償額は当該損害発生時の本サービスの月額利用料金相当額を限度とする。但し、当該損害の発生がサービス提供者の故意又は重過失に起因する場合、本項の金額の制限は適用されない。

第6条（準用）

その他本条件書に定めのない事項は、本サービスの利用条件に従うものとする。